

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第五（第二十八条第一項関係）			
汚染の除去等の措置の種類	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
一（略）	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
二 土壤汚染の除去	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
イ（略）	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
ロ イにより把握された汚染土壤を掘削し、掘削された場所を汚染土壤以外の土壤（汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないうに性状を変更して汚染土壤以外の土壤となつたものを除く。以下同じ。）により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
ロ イにより把握された汚染土壤を掘削し、掘削された場所を汚染土壤以外の土壤（汚染土壤を特定有害物質が水に溶出しないうに性状を変更して汚染土壤以外の土壤となつたものを除く。以下同じ。）により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壤を埋める必要がない場合は、この限りでない。	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
ハ 第十八条第一項の基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロにより土壤の埋め戻しを行った場合には埋め戻しを行った土地又は埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁に、土壤の埋め戻しを行	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）
ハ 第十八条第一項の基準に適合しない汚染状態にある土地にあつては、ロにより土壤の埋め戻しを行った後、埋め戻しを行った土地に一年以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水	（略）	汚染の除去等の措置の実施の方法	（略）

<p>三十一(略)</p>	<p>二(略)</p> <p>二(略)</p> <p>わなかつた場合には掘削を行った土地又は掘削された場所にある地下水の下流側の周縁に一以上の観測井を設け、一年に四回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を第五条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を一回確認すること。</p>
<p>三十一(略)</p>	<p>二(略)</p> <p>二(略)</p> <p>に含まれる特定有害物質の量を第五条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあつては、地下水汚染が生じていない状態を一回確認すること。</p>

